

．なぜ男女共同参画計画が必要か

計画策定を開始するにあたっては、策定業務の担当者ばかりでなく、担当部課あるいは庁内全体が、男女共同参画社会の理解と必要性を認識することが重要です。計画策定に先立ち、男女共同参画社会の概念とその必要性に対する共通認識を持ちましょう。

1. 男女共同参画計画策定の心構え

【POINT】

男女共同参画計画策定における行政の基本認識として、男女共同参画社会とは何か、男女共同参画社会基本法とは何かを理解することが必要です。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法)と定義されています。

男女共同参画社会基本法は、新しい社会を創っていくための基本理念を打ち立て、国、地方公共団体と国民が果たさなくてはならない責務と基本的施策を定めています。

(1) まず理解しなければいけないこと - 男女共同参画社会とは何か

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法)と定義されています。

すなわち、男女共同参画社会とは、男性であることや女性であることに関わらず、「人」として、対等に暮らしていける社会のことです。そこでは、男女が互いに認め合い、責任を分かち合いながら協力し合う気持ちを育てていくことが大切です。

また、「男だから」とか「女だから」といった性の違いによって縛られないこと、「自分らしさ」を見つけ「自分」を育てながら他者と違う生き方をしている人を認めることが大切です。

「参加」ではなく「参画」という言葉には、「仲間に加わる」だけでなく、物事の決定に至るまでの相談や議論の場に加わり、「女性も男性も主体的かつ平等に意思決定のできる社会を創り出そう」という姿勢が打ち出されています。

このように、男女共同参画社会は、男女が共に社会に参画し、責任を担う男女のパートナーシップを確立して初めて実現するのです。

(2) 男女共同参画社会基本法の示すもの

日本国憲法には、個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた取組みが行われてきました。しかし、男女共同参画社会が目指す姿としての個人や男女の関係、社会のあり方等様々な点でまだまだ不平等な現実があることがわかります。

少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化に対応していくためには、男女が一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要であり、その実現を図るために「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この法律は、新しい社会を創っていくための基本理念として5つの柱を打ち立て、国、地方公共団体と国民が果たさなくてはならない責務と基本的施策を定めています。

**男女共同参画社会基本法が示す「基本理念」(5つの柱)と
国、地方公共団体、国民の責務**

基本理念(5つの柱)

男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

国際的協調（第7条）

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

国、地方公共団体及び国民の役割

国の責務

基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
地域の特性を生かした施策の展開

国民の責務

男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

資料) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現を目指して」(2007.7)

2 . なぜ市町村男女共同参画計画を策定するのか

【POINT】

男女共同参画社会の実現のためには、人々の意識から社会の仕組みまでの現行システムを見直すことが必要です。

広範にわたる男女共同参画行政を総合的、効果的に推進するために、具体的な施策を体系化することが必要です。

男女共同参画社会実現の主体は住民です。地域の風土や歴史、慣習、住民意識など地域の生活実態を的確に把握した計画を市町村が主体となって策定することで、よりきめ細かな課題解決が可能となります。

(1) 男女共同参画社会実現にむけた体系的取組みの必要性

男女共同参画社会の実現は、人々の意識から社会の仕組みまで複雑な現行システムを見直すことが必要です。そのため男女共同参画行政は総合的性格をもち、体系化、計画化なしに取り組むことは困難です。

市町村行政における各部局の具体的な施策を横断的に体系化することによって、男女共同参画行政を総合的、効果的に推進することが可能となります。

(2) 地域性に根ざした住民活動の効果的指針の必要性

男女共同参画社会の実現に向けて行動する主体は住民一人ひとりです。

男女共同参画社会の理念や目標は、国や県、市町村のいずれのレベルにおいても共通のものであります。しかし、その実現に向けての取組みは、住民に最も身近な行政施策として策定されることによって初めて、市町村住民一人ひとりの意識に影響を与え、あるいは活動を支援することができる実効性あるものとなるのです。

したがって、地域の生活実態を把握し、その地域に根ざした計画を策定することが、住民の日常的な行動の中で男女共同参画社会を実現していくために重要です。そのため、地域の風土や伝統・文化、地元の慣習、住民意識、経済状況などを把握し、また住民の意見を反映した、市町村独自の計画を策定することが必要となります。

・ 準備段階

計画策定の必要性を認識したうえで、計画策定の準備に入ります。
準備段階では、計画策定の組織体制を確立し、計画策定の期間・予算を明確にしていきます。

1. 組織体制

【POINT】

計画策定の組織については、(1) 担当部署 (2) 庁内体制 (3) 庁外体制の3つの体制を確立します。

庁内体制として、市町村長をトップとし、各課の部課長級で構成する意思決定機関（仮称：男女共同参画推進会議）と、実際の審議・検討を行う幹事会の2つを設置することが望ましいでしょう。

庁外体制として、学識経験者や市民の代表をメンバーとする懇話会を設置し、意見を聴取します。

(1) 担当部署の体制

男女共同参画行政は、庁内各課に関係する政策課題であり、その推進のためには、全庁横断的な対応を円滑に行うことが必要です。そこで、計画策定にあたっては、全庁横断的な意見調整を行ったり、計画の取りまとめを行う男女共同参画行政の担当部署を設けましょう。

担当窓口を置かない場合、庁内調整機能が弱くなり、全庁的な計画が策定できなくなるおそれがあります。また、担当窓口を市町村長部署、教育委員会部署のいずれに置くとしても、関係課は男女共同参画の趣旨を理解し、一体となって取り組む必要があります。

(2) 庁内体制

庁内各課の施策に、男女共同参画の視点に立った事業を具体化していくため、各課からの意見を取りまとめ、合意形成や総合調整を行う庁内体制を確立する必要があります。

このため、庁内には、次の2つの組織を設置します。

男女共同参画推進会議（仮称）

- ・ 計画の総合的な調整、意思決定を行うため、『男女共同参画推進会議（仮称）』を設置します。男女共同参画行政は、全庁各課に係わる政策であり、トップは市町村長（または副市町村長）とし、各施策を所管する部課長を委員とします。

【メンバー】

委員長：市町村長（または副市町村長）

委員：各部課長級

幹事会（ワーキンググループ）

- 男女共同参画推進会議の下部組織として、男女共同参画の視点に立った各課の施策や事業について検討、調整を図るなどの作業を行う『幹事会』を設置します。

【メンバー】

部会長：担当部局（課）長

部会員：各課係長級

表 2-1 県内市町村の庁内体制の一例（計画策定時）

| | 組織名称 | 構成員、取組内容等 |
|----|--------------------------|--|
| A市 | 男女共同参画施策推進会議 | 庁議メンバー（部課長クラス）で構成。総合的・効果的施策の推進、関係部局の連絡業務など。 |
| | 施策推進幹事会 | 係長、主事クラスで構成。ワーキンググループとしてアンケートの原案などを作成。 |
| B市 | 男女共同参画推進本部 | 市町村長を本部長として副市町村長以下、関係課長で構成。計画策定のための調整、施策に係る連絡調整など。 |
| | 幹事会 | 所管課長を幹事長として関係課の係長で構成。計画原案の検討、事務レベルでの調整など。 |
| C市 | 男女共同参画計画連絡調整会議 | 所管部長を委員長として関係課長で構成。計画原案の検討、関係課間の連絡調整など。 |
| D市 | 男女共同参画計画策定検討委員会 | 所管部長を委員長として、関係課の担当者、男女共同参画サポーターで構成。地域環境の調査、計画原案の検討作成など。 |
| E町 | 男女共同参画行動計画策定に係るワーキンググループ | 主査、主事クラスと一般市民とで構成。意識調査項目検討、意識調査結果分析、施策の体系化検討、関連事業・指標の検討、素案の検討など。 |

(3) 庁外体制

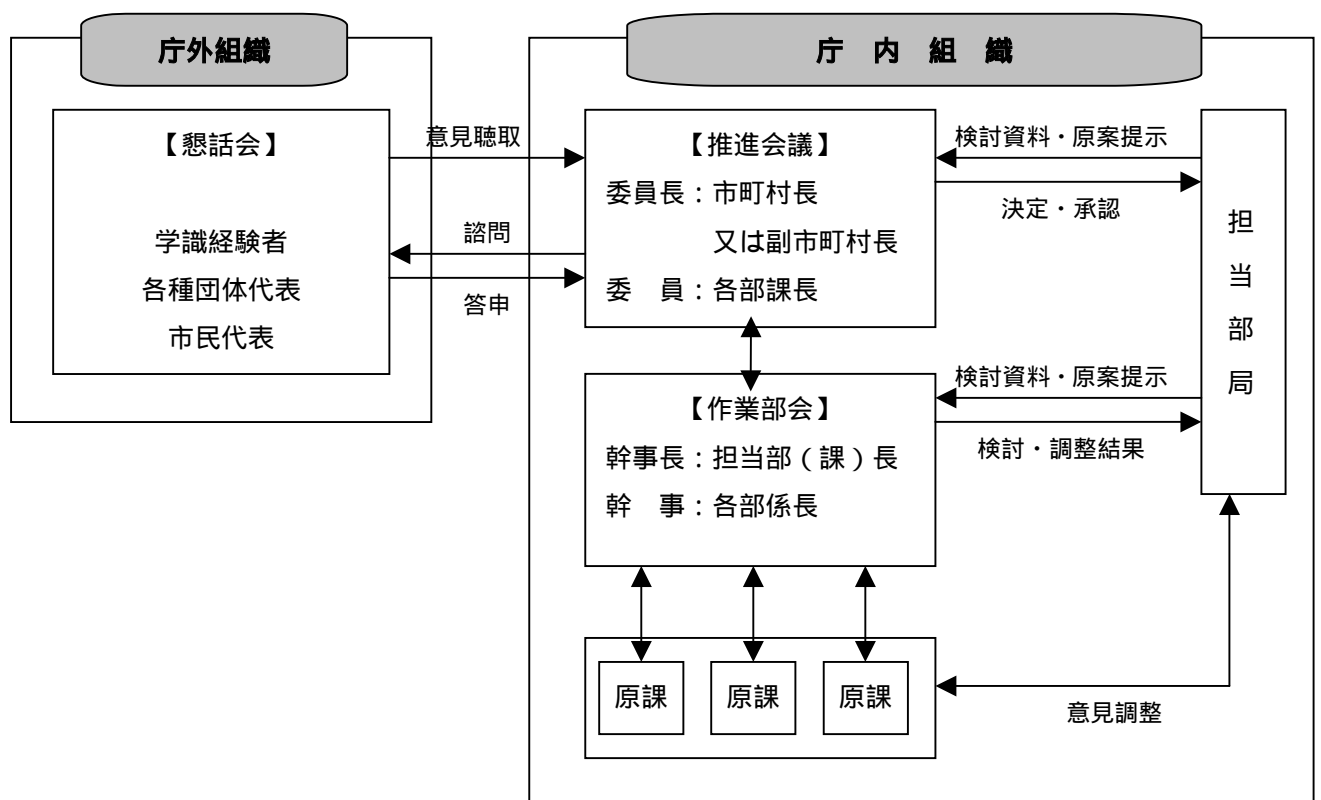
住民や地域の状況を反映したプランづくりのためには、外部（庁外）組織として、懇話会を設置し、市町村長に対し取り組むべき方策などを提言したり、行政内部で検討した政策を点検、見直す機能を持たせたりすることが必要です。

このため、学識経験者や市民の代表をメンバーとする『懇話会』を設置します。

計画を策定した先進市町村の取組例では、複数の庁外体制を立ち上げているケースもありますが、組織の明確な役割分担がない場合など、意見の集約に苦労したという反省点も指摘されています。

なお、既に類似の懇話会を設置している場合は、それを活用するのもよいでしょう。

図 2 - 1 組織図（例）



2 . 計画策定の期間と予算

【POINT】

計画策定の期間はおおむね 1 ~ 2 年を目標とします。

予算は、住民意識調査の実施と会議費、計画の印刷費などです。

(1) 策定期間

計画の策定は、おおむね 1 ~ 2 年を目標とします。ただし、取組みの前年には予算措置の準備をしておく必要があります。

(2) 予算

計画策定に必要な予算項目は、大きくは下記の 4 項目となります。

- | |
|---------------------|
| 1 住民意識調査経費 |
| 2 外部組織（懇話会等）委員謝金・旅費 |
| 3 計画書等印刷費 |
| 4 コンサルティング会社委託費(*) |
| (*) 委託を行わない場合は不要 |

アンケート調査票の対象サンプル数、計画書印刷のグレード（カラーか白黒か）、印刷部数、策定作業を委託するか否かなどにより、経費は大きく異なりますので、予算編成時には十分な検討を行いましょう。

また、市町村総合計画に係る意識調査に併せて男女共同参画に係る意識調査を行う事例や、ホームページに報告書を掲載して印刷は行わない事例など、様々な工夫により掛かる経費を最小限に抑える市町村が増えています。

他市町村の事例とともに、庁内の総合計画策定などの事例が参考となります。